

**令和8年度インバウンド向け羽田乗継観光周遊促進事業  
実施業務に係る企画提案公募要領**

**1 目的**

この要領は、庄内空港利用振興協議会（以下「協議会という。」）が実施する「令和8年度インバウンド向け羽田乗継観光周遊促進事業実施業務」について、随意契約の相手方となるべき者を選定するに当たり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

**2 委託業務の内容及び仕様等**

(1) 業務の名称

令和8年度インバウンド向け羽田乗継観光周遊促進事業実施業務

(2) 業務の目的

庄内地域が世界に誇る地域資源（風景、歴史、食、精神性など）を発信することにより、旅行者のニーズに対応した「滞在・交流型観光」を促進し、訪日旅行者のリピーター創出及び関係人口の拡大を図る。

(3) 業務の内容

「令和8年度インバウンド向け羽田乗継観光周遊促進事業実施業務基本仕様書（企画提案用）」（別添）（以下「仕様書」という。）による。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

(5) 事業費の上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

**3 応募に関する事項**

(1) 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ① 過去2年以内に、地方自治体又は地方自治体が事務局を担う団体が発注する同種の業務を実施した実績があること
- ② 日本国内に本店または主たる事務所を有する法人または団体であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ⑥ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。

- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。
- ⑧ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - ア 役員等（個人である場合にはそのものを、法人である場合には役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - カ 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。

## （2）失格事由

企画提案者が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは、失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、この要領で示した要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 提案の内容が事業費の上限額を上回るとき
- ⑥ その他、庄内空港利用振興協議会が設置する「令和8年度インバウンド向け羽田乗継観光周遊促進事業実施業務委託に関する企画審査会」（以下「企画審査会」という。）において不適切と認められたとき

## 4 提出書類及び提出方法等

### (1) 提出書類、部数、期限

| 提出書類                                     | 部数  | 期限                   |
|--|-----|----------------------|
| ①参加申込書（様式1）<br>②誓約書（様式2）<br>③事業者概要書（様式3） | 各1部 | 令和8年5月14日（木）午後5時（必着） |
| ④企画提案書（様式4）<br>⑤概算経費見積書（様式5）             | 各7部 | 令和8年5月21日（木）午後5時（必着） |

### (2) 提出方法

「10 提出・問合せ先」まで、郵送又は持参により提出すること。

持参の場合は、事前に電話連絡の上、国民の祝日の関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、持参すること。

郵送の場合は、提出期限までに提出先に到着したものに限り受け付ける。

## 5 質問及び回答

### (1) 質問方法

本公募に関する質問は、質問票（様式6）により、原則として電子メールで行うものとし、件名を「令和8年度インバウンド向け羽田乗継観光周遊促進事業実施業務委託への問合せ」として、「10 提出・問合せ先」へ提出すること。電話や口頭、受付期間以外での質問は一切受け付けない。

### (2) 質問受付期限

令和8年5月14日（木）午後5時（必着）

### (3) 質問への回答

質問に対する回答は、その都度、山形県ホームページ内の「庄内空港利用振興協議会からのお知らせ」に掲載する。ただし、回答は、質問者の名を伏せた上で掲載するので、質問者は必ず全ての質問と回答を確認すること。なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答し、企画提案書等の作成及び提出のために必要なものでないと判断した場合は回答しないものとする。

## 6 審査及び結果の通知

(1) 企画審査会において、「企画提案審査基準」（別表）に基づき書類審査を行い、各審査員の評価点の合計点数が最も高い者を、最優秀提案者（委託契約候補者）として選定する。

また、必要に応じ、次点者を選定する。

ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

- (2) 審査に当たり、提案者に質問及び追加の資料提出を求める場合がある。
- (3) 審査員の合議により契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しないことができる。
- (4) 審査結果は、全ての提案者に対し、書面により通知する。
- (5) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (6) 提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

## 7 契約締結

- (1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 採択された提案等については、採択後に協議会と詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者が契約しなかった場合、又は失格となった場合は、次点者と契約手続を行う場合がある。
- (4) 契約に当たっては、契約書を取り交わすものとする。
- (5) 委託業務の内容は、締結される契約書によるものとする。
- (6) 委託業務に係る契約手続は、庄内空港利用振興協議会事務局（山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室）において行う。

## 8 スケジュール

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| (1) 公募開始      | 令和8年5月8日（金）          |
| (2) 参加届提出期限   | 令和8年5月14日（木）午後5時（必着） |
| (3) 質問受付期限    | 令和8年5月14日（木）午後5時（必着） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和8年5月21日（木）午後5時（必着） |
| (5) 企画審査会の開催  | 令和8年5月下旬（予定）         |
| (6) 審査結果の通知   | 令和8年5月下旬（予定）         |
| (7) 契約締結      | 令和8年6月上旬（予定）         |

## 9 その他

- (1) 提案できる件数は1事業者につき、1件とする。
- (2) 提出された申請書類等は返却しない。
- (3) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、全て提案者の負担とする。

- (4) 提案書等の応募書類は、審査に必要な範囲で全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (5) 提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 提出・問合せ先」に報告すること。
- (6) この公募及び契約については、協議会の都合により変更・中止する場合がある。
- (7) 採用した提案書の著作権は協議会に帰属する。
- (8) 不採用となった提案書の著作権は提案者に帰属する。

## 10 提出・問合せ先

庄内空港利用振興協議会事務局

山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室

〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

電話番号：0235-66-5440（直通） FAX番号：0235-66-2835

E-mail：yshonairenkei#pref.yamagata.jp

「#」の部分を「@」に変えて送信してください。

以上

|        | 審査項目     | 審査の視点   |
|--------|----------|---|
| 実施方針   | 実施方針     | (1)庄内空港周辺の魅力ある観光資源に関する知識が深く、本事業の目的をよく理解し、外国人観光客を庄内空港へ呼び込むことに資するものとなっているか。 |
| 企画内容等  | 企画内容     | (2)【コンテンツ、行程】<br>ターゲットへ効果的に情報発信できるコンテンツ、行程となっているか。                        |
|        |          | (3)【ホームページ】<br>ターゲットへ効果的に情報発信でき、航空券をシームレスに購入できる導線となっているか。                 |
|        |          | (4)【インフルエンサー】<br>ターゲットへ効果的に情報発信できるインフルエンサーの選定、発信媒体、発信回数か。                 |
|        | 独自提案     | (5)事業の目的を達成するために効果的な提案があるか。   |
| 業務遂行能力 | 組織体制     | (6)事業の遂行にあたり、必要かつ十分な人員体制であるか。<br>(組織体制、人員、主担当者の経験など)                      |
|        | 計画性      | (7)事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか。<br>(準備期間、実施時期、完了時期など)                        |
|        | 実績       | (8)過去3年以内において、同種の業務実績は豊富か。  |
| 経費     | 経費積算の妥当性 | (9)事業の遂行に支障のない妥当な経費見積もりであるか。<br>また、積算根拠には事業に必要な経費が明確に示されているか。             |